

○南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱

平成18年1月1日告示第67号

改正

平成18年5月29日告示第230号

平成21年5月29日告示第66号

平成25年3月8日告示第11号

平成27年7月3日告示第97号

平成27年12月25日告示第167号

南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱  
(趣旨)

**第1条** この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）施行時にホームヘルプサービスを利用していた低所得者等に対する法第8条第2項に規定する訪問介護、法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問介護、法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護又は法第115条の45第1項イ号に規定する第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）に係る利用者負担について軽減を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

**第2条** 利用者負担の軽減の対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次の各号のいずれかに該当することとなったものとする。

(1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの

(2) 法第7条第3項第2号又は第4項第2号に規定する者であって、法第19条の規定により要介護又は要支援の認定を受けたもの

2 前項の規定により本措置の対象となった者であっても、いったん本措置の対象外となったものについては、翌年度以降は本措置の対象としないものとする。

(軽減後の利用者負担額)

**第3条** 前条第1項の適用を受ける者の訪問介護等に係る利用者負担額は全額免除とする。

(申請及び認定)

**第4条** 前条の規定による利用者負担の軽減措置を受けようとする者は、訪問介護等利用者負担額減額申請書（様式第1号）により申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、訪問介護等利用者負担額減額決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、利用者負担の軽減を決定したときは、前項の通知と併せて訪問介護等利用者負担額減額認定証（様式第3号。以下「減額認定証」という。）を交付するものとする。

（有効期間）

**第5条** 減額認定証の有効期間は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月1日から7月31日までの間に申請が行われた場合は、当該年度の7月31日までとする。

（利用手続）

**第6条** 利用者負担の減額の認定を受けた者は、訪問介護を利用するときは減額認定証を指定サービス事業者に提示するものとする。

2 指定サービス事業者は、利用者から減額認定証の提示を受けた場合は、減額後の利用者負担額を受領するものとする。この場合において、減額分の利用者負担額は、保険給付分と併せて請求するものとする。

3 利用者負担額の減額の認定を受けた者が、緊急やむを得ない理由により当該認定証を提示しないで訪問介護を受けた場合において、市長は、必要と認めるときは、その申請に基づき減額分の利用者負担額を支給するものとする。この場合において、減額分の利用者負担額の支給を受けようとする者は、訪問介護等利用者負担額差額支給申請書（様式第4号）に、領収証及びサービス提供証明書を添えて市長に申請するものとする。

（減額認定証の返還）

**第7条** 利用者負担額の減額の認定を受けた者は、第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又は第5条に規定する有効期間を経過したときは、遅滞なく減額認定証を市長に返還するものとする。

（変更の届出）

**第8条** 利用者負担額の減額の認定を受けた者は、減額認定証の記載事項に変更があったときは、当該変更のあった日から起算して14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（他の要綱等との適用関係）

**第9条** 南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱（平成18年南相馬市告示第11号）との適用関係については、この要綱に基づく軽減の適用を優先するものとする。

2 法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費並びに法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）との適用関係については、この告示に基づく軽減の適用を優先し、軽減適用後の利用者負担額に対して高額介護サービス費等の支給を行うものとする。

（その他）

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の原町市介護保険の訪問介護に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱（平成12年原町市訓令第21号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成18年告示第230号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市介護保険の訪問介護に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**（平成21年告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年3月8日告示第11号）

この告示中、第1条の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年7月3日告示第97号）

（施行期日等）

1 この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱の規定、第2条の規定による改正後の南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽

減に関する要綱の規定、第3条の規定による改正後の南相馬市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定、第4条の規定による改正後の南相馬市地域包括支援センター設置要綱の規定、第5条の規定による改正後の南相馬市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金及び地域介護・福祉空間整備推進補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第2条の規定による改正前の南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱の規定によって平成26年7月1日以降に交付された減額認定証の有効期限は、第2条の規定による改正後の南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱第5条の規定による有効期限とみなす。

**附 則** (平成27年12月25日告示第167号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱の様式によるものとみなす。

**様式第1号** (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

**様式第4号** (第6条関係)